

---

令和6年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

令和6年9月10日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和6年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(17名)

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松恵美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	13番 佐藤 郁夫君
14番 淵野けさ子君	15番 佐藤 人已君
16番 田中真理子君	17番 佐藤 孝昭君
18番 甲斐 裕一君	

---

欠席議員(1名)

12番 長谷川建策君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君                      書記 中島 進君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君              副市長 …………… 小石 英毅君

教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		古長 誠之君	
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		一法師良市君	
財源改革推進課長	佐藤 雄三君	税務課長	竹下 美佳君
税務課参事兼収納対策推進室長		長田 瑞穂君	
人権・部落差別解消推進課長		富川 賢治君	
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
農林整備課長	一野 英実君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長	渡辺 隆司君		
福祉事務所長兼福祉課長		後藤 昌代君	
保険課長	河野 妙子君		
挾間振興局長兼地域振興課長		井原 和裕君	
挾間地域整備課長	一尾 元博君		
庄内振興局長兼地域振興課長		佐藤 重喜君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		米津 康広君	
教育次長兼教育総務課長		安部 正徳君	
学校教育課長	麻生 久君	社会教育課長	吉倉 芳恵君
スポーツ振興課長	坂本 猛芳君	消防長	大嶋 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長をはじめ執行部各位には、本日もよろしくお申し上げます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

初めに確認しておきますが、令和5年度決算認定質疑に係る発言通告書の提出は、本日の正午までとなっております。予定されている方は厳守でお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。長谷川建策議員、淵野けさ子議員から欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

---

一般質問

○議長（甲斐 裕一君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、質問を許可します。

まず、17番、佐藤孝昭君の質問を許します。佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。17番、佐藤孝昭でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、3点につきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入ります前に、このたびの台風10号で被害を受けられました方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をできることを願っております。このような自然災害にも、強い由布市づくりが今後の喫緊の課題と改めて思われました。これからの時代、自然災害に対しまして、復旧の在り方、水路・水量、抜本的な見直しが必要とも考えさせられました。今後とも、由布市、大分県、そして地元を含めて、これから調査・研究もしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、由布市のスポーツ環境整備と部活動についてでございます。

1番目、先日、こども未来議会で質問もありました、各学校の体育館のエアコン、空調設置状況で、大分県や県下の他市の設置状況や計画はどうなっているか、お尋ねします。

2番目、さらに、由布市のスポーツ施設の体育館などの整備計画も検討をしてほしいが、どうでしょうか。

3番目、部活動の民間への移行構想は現状どうなっていますでしょうか。早速、来年から行う方針が学校へ出てくる時期ではないかと思いますが、お聞かせください。

大きく2番目、由布市の地域の伝統行事や文化財などの存続や維持についてでございます。

各地域に存在する伝統ある行事や文化財が、高齢化や担い手不足で継続や維持が困難になっており、コロナ禍以降、復活できていない状況も相談があります。

そこで1番目、由布市として、地域の伝統行事や地域にある文化財を把握をされているか。

2番目、今までどのような支援や援助をしてきた実績があるか。

3番目、今後どのような支援や対策ができるとお考えか、お聞かせください。

3番目、由布市のアーバンアニマルの対策についてでございます。

ちなみに、アーバンアニマル（都市動物）とは、人間が築いた都市環境に生息し、または適応した動物のことをいいます。一般的には、ペットなどではなく野生動物を指しますが——1番目、今や、山や田畑だけでなく、人間の住居圏にまで出没しているアーバンアニマル対策はどうしているか、教えてください。

2番目、学校の生徒や保育園などの安全対策や、人と動物の生活圏の距離感やすみ分けなど、対応策はどうお考えでしょうか。

3番目、飼い主のないペットや鳥、動物への餌与え行為が見受けられます。注意喚起や規制条例を考えていくことはしないか、お聞かせください。

以上、大きく3点を質問いたします。再質問はこの場にて行います。明確な御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、17番、佐藤孝昭議員の御質問にお答えします。

私からは、アーバンアニマルの対策についてお答えをいたします。

所管課である農林整備課では、由布市鳥獣被害防止計画に基づきまして、イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマなどを、農作物を荒らす有害鳥獣と位置づけて、有害鳥獣捕獲許可を捕獲員に出しております。

鳥獣による農作物被害を受けた方からの捕獲依頼が、農林整備課または各地域整備課に入り次第、各担当者より猟友会に連絡を入れ、その後、猟友会の捕獲員が現地に伺って、わなの設置などを行うという連携を取っているところでございます。また、捕獲員は、地元の方から直接依頼され、有害鳥獣の捕獲を実施し、さらに捕獲班の中で定期的に集まって、捕獲を実施している案件もございます。

近年、挾間地域の住宅街にも、野生動物が出没する案件が増えております。里山や農地と住宅街が隣接していますことから、特に区別することなく、現状は有害鳥獣として対応しているところでございます。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は、教育長、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。地域の伝統行事や文化財などの存続や維持についての御質問ですが、由布市には、文化財に指定されているいないにかかわらず、文化的に貴重な建造物や伝統行事、伝統的な風俗習慣などが数多くあり、旧町時代に編さんされた町史などでそれを確認することができます。

指定文化財については、文化財保護のための事業に関する経費に対し補助金を支給しており、今後も変わらず支援をしていきたいと考えております。

今後の対策につきましては、伝統文化を守るとともに、確実に次世代に継承していくため、市にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず、適切に把握し、長期的な視野で計画的に保存活用していくため、文化庁が推進している文化財保存活用地域計画を由布市でも策定

するため、全市的な文化財の調査をすることとしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。大分県や県内市町村の各学校の体育館のエアコン設置状況や計画についての御質問ですが、既に設置されているところが、大分市で小学校2校、別府市と九重町で全ての小中学校となっています。

そして、令和7年度中に県立中学校1校、大分市で未設置の全ての小中学校、そして、由布市で体育館の大規模改修を予定しております挾間中学校1校が、整備予定となっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。由布市のスポーツ施設の体育館などの整備計画も検討してほしいとの御質問ですが、現在、由布市には体育館が3施設あります。いずれも合併前の旧町時代に建設された体育館でありまして、築40年前後経過しております。

体育施設の環境整備については、昨年、令和5年度は体育館を含め、市内12か所の体育施設の照明をLED化しました。今年度、令和6年度は挾間B&G海洋センターのトイレを洋式化しており、具体的な整備計画については、由布市公共施設個別計画に基づいて、整備を行っているところでございます。

今後も、維持管理を徹底しまして、計画的に利用者が利用しやすい施設の環境整備に努めてまいります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。部活動についての御質問ですが、令和8年度から開始する部活動の地域移行に向けての協議を、現在重ねております。

昨年10月から12月にかけて、小学校4年生から中学校2年生の児童生徒及び該当学年の保護者、中学校教職員、部活動指導員、外部指導者を対象としたアンケートを実施しました。

このアンケート結果を踏まえながら、生徒が希望する種目が選択できるように、拠点校方式等を取り入れる方向で考えております。民間への移行については、市内の現状から考えて厳しいと捉えております。

今年度開催した協議会で、由布市における完成形を示してほしいとの御意見をいただきました。現在、学校関係者等と協議しており、年度内には、来年度から行う方針を示す方向で調整しているところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） 農林整備課長です。アーバンアニマルの安全対策についての御質問ですが、挾間でのサル、イノシシ等の出没など、人の生活圏に鳥獣が近づき過ぎた場合は、

学校及び保育園、児童クラブ等については、学校教育課と子育て支援課へ情報提供を行っております。

学校の児童生徒への安全対策として、教育委員会より、ゆふぽを利用した保護者への注意喚起が素早く行われています。あわせて、児童生徒へは「近づかない」、「目を合わせない」、「刺激しない」、「驚かせない」といった対処法が伝えられています。さらに、保護者や地域の方々へ協力を依頼して、子どもたちの登下校の見守りも行っているところであります。

そして、地域住民への対応としては、野生動物に餌を与えたり刺激しないように、自治分配によるチラシの配布による注意喚起や、職員が現場確認及びパトロールを行い、可能な限り、追い払いを行うなどの対応をしているところであります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。人と動物の生活圏の距離感やすみ分けなどの対応策についての質問ですが、イノシシやシカなどの野生動物が人里へ現れるようになり、町中を徘徊するなど、市民生活を脅かす状況が全国各地で発生しております。

野生動物が人里へ出現するようになった理由としては、広葉樹林の減少によって、山林での餌がなくなったことや、中山間地において住民が減少し、耕作放棄地に残っている果樹などを求めて、人の生活圏の近くまで現れるようになったと言われております。現在のところ、野生動物を山へ帰すための有効な手だては確立されておりません。他市の取組状況や国・県の行う対策を参考にして、改善に向けて研究を行いたいと考えております。

次に、飼い主のいないペットについては、近年、地域猫活動として飼い主のいない猫を、自治会や近隣の方々と話し合いながら共同で管理する活動を推進しています。

雄雌ともに必ず不妊去勢手術を行い、餌やりや排泄場所についてのルールを決めて、一代限りの命として見守る活動を展開することにより、極力、殺処分を行わないで済むよう取り組んでおります。

飼育されていない動物への餌を与える行為については、安易に行わないよう、班回覧などを通じて広報をしております。現在のところ、条例を制定して規制を行うほどの必要性はないものと考えておりますが、今後も正しい動物の飼育と愛護について、普及を図ってまいります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入りたいと思います。

少し順番を変えるものもございしますが、まず、由布市のスポーツ環境整備と部活動についてからでございますが、その前に、8月5日に行われました由布市こども未来議会、大変執行部の皆

様にはお世話になりました。子どもたちや保護者の方に、議会の仕事を理解していただきたいと、私の副議長の公約でもございましたので、こども未来議会を開かせていただきました。アンケートを見ますと、タイトな学校スケジュールにもかかわらず、対応していただいたんだというふうに、心から感謝を申し上げます。

初めての取組ではございましたけども、真剣に一般質問をする子どもたちを見て、学校にも行政にも、そして議会にも意義のある時間だったのではないかなと思っております。引き続き、次にもっとよくなるよう努力していきたいと思っておりますので、またそのときが来ましたら、よろしく願い申し上げます。

さて、本題に戻りますが、その子ども議会でも質問がございました。今年も暑い夏で、2000年までは最高気温が30度というところが、今年は何と35.2度ということで5度も最高気温が上がった時代になりました。そういう中で、学校の普通教室に関しましては、全国的にも国が補助を出すなりして、100%のエアコン設置率がかなっておるようなことを聞いております。

先ほど答弁にもありましたけれども、別府市では、全ての小中学校の体育館もエアコンの設置というのがかなっておるように聞いております。また、大分市も、市内全82か所に、来年度まで設置予定というふうに聞いております。

県教委の体育保健課の方もコメント出ておまして、「数年ほど前まで暑さで体育や部活ができないということはなかったけれども、今の時代はどう活動するかよりも、どう生徒の命を守るかが大事だ」と言っておりました。

答弁にありましたように、着々と体育館にもエアコンの整備を学校としてはしていくんだということは確認できましたので、その辺のところは進めていっていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、先ほど答弁の中でいきますと、由布市、挾間1校ということでございますが、それ以外の計画ももちろんあるということでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。お答えします。

教育委員会としましては、本当全ての小中学校につけたいという気持ちはあります。ただ、やっぱり設置費用とかランニングコスト、そういった費用面、そこら辺がやっぱり今後どうしていくのが課題だと思っております。設置については、学校の施設長寿命化計画というのがあるんですけども、それで大規模改修とかする体育館とかについては、設置とかについて検討していきたいというふうに、今現在ではそういうふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 長寿命化の計画の中というのは、ハード面の設備の部分のところが主だと思いますが、このエアコンにつきましては、先ほど言ったように、昨今の気象の変化がやはり強くなっておるということでありますので、やはり生徒の命をどう守るかという観点からは、その計画の中でやっていきますというのでは、少しちょっと足りないのではないかなというふうなことをちょっと指摘をさせていただきたいなと思います。

それと、お金に関しましては、それはお金がかかることというのは分かるんですけども、やはり別府、それから大分市でも、これだけの82か所とかの部分もできておる事実もあるわけなので、由布市がそれができないというわけにはなかなかいかないのかなと思いますので、その辺の研究も少ししていただきたいと思います。教育長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） お答えします。

まずは、命を守るという観点は、大事だというふうに思っています。

体育館で活動するときにも、暑さ指数というものがございまして、もうそれを超えた場合には、もう活動はしないというような状況で今やっているわけですけども、議員のおっしゃる部分も十分納得できますので、今後の課題として捉えております。以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） ひとつよろしく願いいたします。その状況でいけば、由布市、今3施設、体育館あると言っておりましたけれども、このスポーツ施設のエアコン設置のところにつきましても、同じことが言えるかと思うんですけども、これはまた民間も使っているところもありますので、生徒さんのようなところよりは、まだ元気な人が行ってるということなので、早急というわけではないんですけども、またスポーツにエアコンがいるかなといったところも、汗かくのがいいんだという選手もおられますが、やはり休憩室とかそういう共有部分のエアコンであれば、そんなに費用も行かないところもあると思います。そういったところを優先に、体育館本体にエアコンをつけるというと相当なお金がかかるのも分かります。ですので、そういうような共有部分、休憩をする部分等々にエアコン設置というような計画も、ちょっと入れていただきたいと思うんですが、課長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。お答えします。

現在3施設、体育館は、総合型地域クラブが管理していただいておりますので、丁寧な管理をさせていただいておりますので、感謝申し上げます。

それから、先日、中津市の屋内競技場で第77回大分県民スポーツ大会の開会式がありまして、私も参加したところなんですけど、その体育館は非常に居住空間とか、それから空調設備が完備さ

れており、快適な体育館だということで参考になりました。

今後、今言う体育館全体、もしくはそういう休憩所とかの改修等については、関係課と協議して、今後の公共施設個別計画に計画することを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 先ほど、課長も答弁で言われておりました、40年たってということは耐震化のほうもなかなか進んでないのかなというところの部分は否めないと思っておりますが、今や、この間の台風10号がありましたけれども、これ東庄内の五ヶ瀬地区は、その奥の地域なんですけども、避難所が市役所、それから由布高校でございました、公的には。避難所として、やはり庄内体育センターに避難できれば、もっと近場に避難所があったという状況がっております。

体育館、それにエアコン等もあればまた快適に、避難所にもなるところには、そういうのを設置していただきたいと言おうと思ったんですが、これ耐震化が、いつかなうのかという、計画とかがどうなっておるのかというのもちょっと聞きたいと思っておったんですけども、今日はいいです。また今度、聞きたいと思いますので、一応その辺の計画もしっかり立てとっていただきたいと思っております。

ちょっとそれから3つ目に、部活動の部分なんですけども、ちょっと私のほうに少し相談がありましたので、ちょっとお聞きします。

今、野球部なんですけども、今挾間中学校は単独チーム、それから、湯布院・庄内は合同チームということでよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） であれば、合併チームでの——それと、中学校の新人戦と言われる中体連っていうのは明日からということでもいいですか。ということは明日からなんですけど、ちなみにですけども、このユニフォーム、合併チームになるとユニフォーム、それからヘルメットとか、それからあと、それは湯布院中学校のを使うのか、庄内中学校のを使うのか。また同じ、本当いえば、合同チームでの統一したユニフォームで、心を一つにして戦いたいというのが基本かなとは思っているんですけども、この辺のところになると、合併を合同チームにしたけれども、その辺のところの保護者への負担というか、それを買いそろえる負担というのが、学校のほうからは、そういったものっていうのは基本ないと私は思っているんですけども、やはり保護者の負担というのがかさんでおるような気がします。

市が合併するときには、合併特例債というものがあります。いろんなもの、小学校が統合されるときには、統合したところの整備をしてきていただくとかいうこともあると思います。そういう意味でも、こういう人口、それからそういう子どもさんの数とかで、こういう合同チームにならざるを得なくなった中に、こういうものに準備金とか、助成をするようなそういう制度というか、そういうものをやっぱり出して、ユニフォームは消耗品ですから御負担いただくにしても、統一するヘルメットだとかプロテクターというんですか、野球でいうと。ほかの部活動にも言えますけども、こういう合併をさせるということは、合同チームをつくるということは、そういう助成もしていかなければ、なかなか保護者の負担が多ければ部活動したくないなちゅうふうになると思うんですけど、その辺は課長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えします。

まず、ユニフォームにつきましては、部活ごとに、多少の差があるかなというふうに思います。個人で出している部もあれば、伝統的にその学校にあるようなユニフォームを着用しているといったような学校もあろうかと思えます。

また、市としましては、由布市中学校体育連盟というような形で補助金も出ささせていただいておりまして、その中の部分で、運営費というところが各部のほうに割り当てられるような形になっております。全てが賄えられるかという点、多少は厳しい面があるかもしれませんが、練習に関わるようなボールとか、議員がおっしゃられるようなヘルメットとか、監督とかそれから保護者と相談しながら、しっかりとそういった部分で少しずつ賄っていただけていくというふうに思っていますので、この部分、学校の教職員、特に校長と協議していきながら、今の部分でしっかりと補っていただいているのかどうかといったところを、また協議していただければいけないと思っていますところですので。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 課長言われますように、実態をもう少し確認もしていただまして、できるだけ保護者の負担、そういう負担の有無で子どもを部活動に行かされないとかいうことのないようにしていただきたいなというふうに思っていますので、そういう負担の軽減につきましても、予算を取るなり、その辺のところは、最初の分は特にかかってくるように思っていますので、その辺のところはお願いをしておきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、大きい3番目に移ります。由布市のアーバンアニマルの対策でございます。

これが、先ほど言いましたように、最近、人間の生活圏と動物との生活圏が非常に近くなってきておりまして、どちらかという点、山から住みやすいまちのほうに動物たちも出てきたいんだ

など思っておりますけども、アライグマやハクビシンとか、そういったやつらは1.5メートルのネットをはってでも、一晩で畑を荒らしたりする能力も持っています。また町場でも先ほど言ったように、イノシシが堂々と歩いて、人に危害を加えないか、生命の危機すら感じることも多いです。

この中で、農作物を守るための対策につきましては、同僚議員も聞いておりましたので、この件はよろしいんですけども、人の生活圏に出てくる鳥獣被害を出させるアーバンアニマル対策を考えていけないといけないのかなというふうに思っております。

例えば、私思いますに、やっぱりこういう害獣というか、鳥獣のすみかになるような耕作放棄地も多いような気がします。隠れるところ。寝るところ、隠れるところ。それと、食べもしない柿の木を、ずうっといつも落とせばなしでというような木を切り倒していただくとか、そういうような注意喚起も必要に思いますけども、その辺のところは、どうお考えかは。整備課でも、農政課でも。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） 農林整備課長です。お答えいたします。

鳥獣害の基本といたしまして、議員御指摘のとおり、集落環境の対策として、動物が潜むやぶとか、そういった場所、その解消と、餌場、畑とか田んぼに残った野菜とか、そういった果樹の取り漏れとか、そういったものをなくすこと、このことが基本的に大事なことだと思っております。

ただ、これ、行政だけではできませんので、地域の皆様の御協力をいただけるような集落環境対策の体制づくりも、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 地域整備課に先ほど答弁をいただきましたら、振興局のほうにも連絡が行くようになっていっていると思いますが、振興局の対応の部分为先ほど聞きましたけれども、毎回職員を出して、その都度追い払いに手伝ってもらいたいなことができる人材というか、数はないと思うんですけど、その辺のところは少し体制を考えていくところというか対応を少し、アニマル対策のマニュアルをちょっとつくっていく必要があるんじゃないかなと思いました。

というのが、新聞等々でも皆さん御覧になっているとは思いますが、奄美大島のマングース根絶宣言が今月の3日にしております。これ1979年に、ハブ対策で30匹入れたマングースが、2000年には1万匹になって、これを2005年から外来生物法で除去をするということで、捕獲専門集団奄美マングースバスターズを組織して、3万個のわなを設置して、マングース検索犬を導入をして3万2,600匹駆除をした。それで根絶宣言をされております。本気になれば、こういうなくすこともできるんだなというような記事でございました。

ですので、こういうのを早めに、こういう体制もつくっていくこともちょっと必要とは思いますが、今後の課題だとは思いますが、その辺の方向性について、市長、何かありましたらお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

人の住む範囲に動物が入ってきているという実態は、十分認識をしております。

先日も、挾間の保育園の前にイノシシがおって、うちの職員と警察が見守りながら追い払うというような事態もございました。そういう対策として、山際にわなをかなり増やして設置して、何匹かは捕獲できているようですけれども、議員御指摘のように、イノシシの数がかなりございますので、どういった方法が効果的なのか、今もいろんな取組をしているんですけども、なかなか効果が上がっていない。イノシシだけでなくシカも、相当数の数がおるということで、今後、いろんな関係団体とも協議しながら、対策を考えていきたいと思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） わなに関しましては、猟友会とかそういうところとかじゃないとできないとか、資格がないとできないという部分もありますので、誰も彼もができないところで、明日急に自分が、目の前にイノシシがおるといような状況もあると思っておりますので、そのとき、どこかSOSを出せるところを、対策をお願いしたいと思っておりますし、農林整備によって入らないように柵をせんとなっち思ったその年には、その次の年の柵、イノシシ柵だとかシカネット、そういったものについては、今年頼んだら来年の分の予算を申請をしないといけないので、今年使いたいものが手に入らないといような状況もあると思っておりますので、その辺のところは、計画といつか今取組途中ということでもありますので、対応していただけたらなと思っております。

それと、先ほど市長も言われていたように、イノシシが堂々と挾間の道路を歩いている姿、壮観でございましたけども、写真いろいろ見ましたけども、割かし町場から住んでいる方々が、「かわいい」と言って餌をやるようなところもちょっと、何かこぼして置いておくようなところも見ます。特にこのアライグマとかは、餌をやっている人とか本当におるんです。なので、こういうのは本当にやめていただきたいというのはあると思っております。

そういった面でちょっと3番目の質問なんですけども、その前にちょっと、今、市が検討しています、ポイ捨て条例があると思っております。これ、ペットのふんも対象に入っております。このポイ捨て条例の適用規制範囲といつか適用地域、どの辺の地域で、その条例をやっているのか。もう由布市全域なのか。湯の坪のところ限定なのか。そういった面というのは、どうしてお考えなのか、あれば教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

現在、ポイ捨て条例については、必要があると認められる地域ということで、重点地域のほうを設定したいというふうには考えております。

条例の対象は、全域でございます。そして、その中で重点地域を設定して、特に、規制を厳しくする地域を設けるという２段階で考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 由布市全域ということで理解をいたしました。

その部分に全域ということであるのであれば、餌の餌づけ行為、この辺のところも同時に条例化できたら私はいいかんと思っておるんですけども、その辺の餌やり行為とか、そういったものの注意喚起等については、今どうなっていて、こうしようと思えますというのがあれば、お教えください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

餌やりについては、回覧板などで苦情が寄せられた地域には、餌やりのほうは慎んでいただきたいということで、野良猫の管理については、餌をあげてしまう方がいるんですけども、そういうことは猫にとっても繁殖が増える一方で、現在、さくらネコという、先ほど申しました地域猫活動ということで、猫の愛護をしていただける団体の方を募っております、そちらの方が猫に去勢手術などを行いまして、地域で、大体野良猫の寿命が4年程度と言われております。ですので、その間、その一代の命を全うできるように、地域の方で見守っていただけるような制度を進めております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） ぜひ、そういう情報とかも市役所のほうに、お手数ですけども、そういうのを見受けられたら、そこに住みついているよみみたいな情報も、ちょっと集約していただきたいなと思っておりますし、そういったところにパトロールも、時間ないでしょうけども時間を見つけて、そういうのもちょっとしていただきたいなというふうに思ってますので、これは要望でございますけども、お願いしておきたいと思います。

最後に、由布市の伝統行事、あと文化財の存続や維持についてに移らせていただきますが、これは、私の住んでいる地域のところでございますけども、班があるんですけども、その2軒の家で、今獅子頭というものを承継しております。保存会も立ち上がり、獅子舞とかを継承しているものもあるんですけども、ここも、個人のお宅でこの伝統行事と言われるものを継承しております、高齢と後継者がもう家にいよいよいなくなり、承継と管理が難しくなったというような相談がございました。

それと、うちのそのまた近くには、大分県指定の有形文化財、後藤家石幢宝塔というお墓が2基ということで、由布市の教育委員会の看板を立てて管理をしているお墓もあります。ただ、ここも、ここ1軒でこれは守っているんですけども、管理をしている山なんですけども、高齢と後継者の方もいないので、山の管理、これを見に来る人に、木を伐採しているとか、そういう余裕ももう今なくなっているような状況があります。

こういった、今言ったような2軒、今言ったんですけども、この状況、保存していく、継承していく方法として、例えばどんな方法がございますか。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） お答えします。

指定をされている文化財とされていない文化的行事、文化財では、若干取り扱いが違います。

まず、指定をされている文化財につきましては、補助金の交付ができます。文化財を維持管理するため、保全するため等に、限度額50万円になりますが、補助金でこれまでどおり対応して、文化財の継承をつなげていきたいと思っております。

それから、指定をされていない、今議員からおっしゃられましたような地域の伝統行事につきましては、指定をされておきませんので、社会教育課としては、なかなか支援をするのが難しいというのが現状でございます。

ただ、地域の高齢化で、長く受け継がれてきた、地域で守られてきた伝統行事というのが廃れてしまうというのは、市としてもそれは危機を持っておりまして、そのために、それを全市調査をして、保存継承していくための計画をつくるということで、今進めているところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 今の中で、文化財支援金というのがあるというお話でしたけど、具体的に幾らぐらいあるんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） それぞれの、国の指定、県の指定、市の指定とありますので、それぞれ違うんですけども、どちらにしても限度額が50万円となっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 分かりました。ちょっとその辺の部分が、どの部分が入るのかとかいろんな規定もあるとは思いますが、その辺につきましては、そういうものがあるということは把握をさせていただきました。

それと、今回議案にも上がっておりました、由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の報告書の部分が出ておりました。その中に、37ページ、文化の薫るふるさと

づくりというのがございまして、これに文化財の保全、活用、承継の取組を進めていくという方針がございます。その中で、達成状況の部分の実績ということで、文化財のパトロールを行い、保存状況を確認しておりますということは、今、登録されているものは、全てこれで保存状態を確認したということでよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） お答えいたします。

文化財パトロールにつきましては、指定されている文化財を、今年はこちらを見に行くということで、全部でかなりの総数がありますので、毎年それを全て見に行くというのは大変限られた時間の中では難しいので、毎年取りこぼすことがないように、順序を決めてパトロールをさせていただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） さっき言った大分県の指定管理している、教育委員会が書いているのは、これは多分、その部分には入っていなかったのかな。まあいいや。

その文化財の部分、団体が持っているとか、市の敷地内にあるものとか、そういったものはいいんですけど、個人の家の中とか敷地内であって、個人が管理をしている文化財もきっとあるんだと思うんですよ。そういったものというのは、やっぱりパトロールに行ったときに、その人の「保存できますか」とか、「これから継承できていけそうですか」とか、そういったような呼びかけとか調査というのはあるんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） お答えいたします。

文化財パトロールに行く際は、個人の指定されている文化財につきましては、そちら持ち主の方の財産になりますので、事前に「見に行きます」ということをお伝えいたします。ですので、そのときに、きちんと維持、管理、保存ができていくかというのをそこで確認をさせていただいておりますので、今の段階では、議員がおっしゃるように、特段改めてお伺いすることはないんですけども、今の議員の御意見いただきまして、次回のときには、そういったところも含めて、ヒアリングとか意見をお伺いしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） ですので、これに課題というところが載ってまして、この課題を読んでみますと、この文化の薫るふるさとづくりの課題ということで、専門知識の人の人材の確保、それから学習機会の提供の確保、漫画本の活用促進というのが課題だということで載ってありますが、今後、そういった文化財を継承していくというのも、ひとつ課題に挙げていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど言われた、今度、伝統行事とか、その分なんですけども、これまで地域活力事業の中で、この伝統文化を守っていくために使っていた団体をつくって、そういうものを継承していくことに立ち上がっていった取組もあったと思いますけども、庄内振興局長、庄内の部分だけで時間がないのでいいので、ちょっとそれを、今までそういう取組がどんくらいあったか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

地域活力創造事業に対しまして、これは事業の中で対象事業が、地域課題、地域内の交通・人口減少、あと資源の保護、あと人材育成、伝統・歴史文化等々を分かれてる、ほぼ全てのことに對して事業実施できるようなものにはなっております。

今まで18年度からこの事業を実施しておりますが、対象としては全てで、今、庄内地域73の団体に対して実施をしております。

その中で、伝統に関わる部分については24団体、地域の課題解決に、地域の振興等につながる団体としては12団体ということで出しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 具体的に何か項目、地域とかはいいので、こういったものに使ったものがありますというのがあれば、二、三個、教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

先ほど議員おっしゃりました獅子舞とか、あと文化財についてもあったりもしております。あと、地区のほうではお祭り、そういうものに対しても出すようにしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 私もその辺も少し調べさせてもらって、あと神樂の衣装とか、そういったものにも出たときもあると思いますし、そういうのが多々あると思います。

その辺のお祭りとか、そういうのを守っていこうといったときに、数名の方々が団体を組んでやるということは、もちろんこういう地域活力事業として扱うちゅうことの対象になりますし、やっていけばいいんですけど、先ほど言ったように2軒で持っておって、地域の人を呼んで獅子舞を披露して帰るような伝統文化につきましては、この地域活力事業を使ってやるっていうふうにするには、ちょっと難しいというのが——これ結構地域活力事業って、採用率というか採用数、それから応募数、来年度の新規応募にどのくらい枠があるのか、その点について教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

この令和6年度に対しては、この事業を採択というか採用したのが、申込みが11団体からありました。全てそこに対しては、今決定をしている状況です。

今、庄内振興局で持っている予算、これは今、この11団体で今満額支給しているような状態になっております。

今後、来年度、また新たに出たときにつきましては、振興局の中で、またその事業に対して精査を行い、その中で、状況によっては満額の支給というのではなくて、予算の範囲内での支援ということをお考えしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 今お聞きしましたように、結局、やっぱり今予算もいっぱいいっぱいという感じ。それから枠もいっぱい。来年新規で入ろうと思っても、枠がいっぱいなら入れない。もちろん、地域活力事業は、3年から5年の期間の中でできる事業だったと思います。その後も続けていかないといけないんですけども、3年、5年計画のもので今いっばいと、来年空きがどのくらい出るかとか、そういうような少ない数の中で、まだ今から祭りもやろうじゃないか、地域を盛り上げようじゃないかというすばらしい地域が出てくるものも、資金源というか、いうものに今これ使われている非常にいい制度だと思っているんですけども、これに、先ほど言ったような、そういう伝統行事を守って団体をつくれずにおよぶような方々の部分にまで行けないような気がするんです。今の状況では。

なので、私といたしましては、市民提案型のような大きな予算を使うのではなくて、こういうものに助成や補助金が細かくできるようにしていただきたいというふうに思っておるんですが、一法師さん、一言お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えいたします。

地域活力の制度設計につきましては、総合政策課のほうで担当しております。今後の在り方も含めてでございますが、結構市民の皆様には好評を得ている制度だと思っておりますし、本当にいろんなことに地域を盛り上げていくために、いろんなことに使える制度だというふうには認識をしております。

この在り方につきましては、振興局と状況を踏まえて協議をして、今後もよりよい制度運用、利用がされるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 課長も言われるように、本当にいろんな活性化をするために、すれば使えるいい事業だと私は思っております。ですので、もっと枠を増やす、もしくは用途を

ちょっと区切って、文化財、そういう継承のものに対しての補助金の事業ということで、地域活力事業の文化部門じゃないですけど、そういう継承部門という枠をつくって、そういったところにも予算をちょっとやっていっていただきたいというふうにちょっと思うんですが、その辺、市長、どうでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

今の地域活力事業も毎年ほとんど全額使われている状況で、ほかにも要望もたくさんあるということです。その点は十分理解しております。予算を増やせばいいんですけども、また全体的な予算を考慮しながら、可能かどうか検討していく必要があるというふうに思います。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 1つの提案ではございますけども、やっぱり地域活力事業でやっている内容を、クラウドファンディングとかで外の方に理解していただいて、その活動にちょっと賛同したい、ちょっとでも手伝いたいというようなことも、少しそういうものも取り込みながらやっていくと、市の財産、お金を全部投入するのではなくて、そういうものの中で、こういうことをしてみたらどうかというような提案も外に向けてしていくと、また全部を全部出さなくても、そういうものを活用できたりもすると思うので、そういう取組もぜひお願いしたいと思いますので、総務課長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

私はその判断できるような立場にもないですけども、考え方としては、非常に賛同いたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 何とかもう本当高齢化と、今までは人がおったんで、何とか近所の人とか家族の人とか兄弟も多かったので、そういう方々で支えてきたものでございますけども、地域の伝統行事、風習、それから文化財、もうこういったものをなかなか継承につなげていく、つなげていくことがなかなか今難しくなっておるところ、人が多いんじゃないかなと思います。

ですので、全部が全部、市にしてくれというわけではなくて、そういったものをこうしたいんだけどというものについては、助成なりをしていただきたいなど。次世代につなげることとして、していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、もう最後になりましたが、執行部の皆様、それから職員の皆様におかれましては、台風10号以来、連日、災害対応等に追われる姿をお見受けします。皆様、お体、精神的にも十

分留意をしていただきながら、市民に寄り添って、共に復旧・復興を頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、17番、佐藤孝昭君の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、9番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 9番、太田洋一郎。一般質問をさせていただきます。議長の許可により、この席で行いたいと思います。

一般質問に入る前に、今、同僚議員の皆さんおっしゃいますが、台風10号の被害を受けられた方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。そしてまた、県にしても、NEXCO西日本にしてもそうですけれども、高速道路の通行止め、そして県道の通行止めが、非常に早い時期に復旧できたというのは、我々由布市民として非常にありがたいことだなというふうに思っております。関係者の皆様方の御尽力に対して、心より感謝を申し上げます。

そして、台風前後でございますけれども、湯布院のほうでは、そろそろ稲刈りも始まっておりまして、早いところでは新米を頂いたというところで、そういったこともお聞きしておりますし、また、盆地の中も徐々に稲刈りの終わった田んぼが増えていくのかなというふうには思っておりますけれども、お米でいいますと今、米不足ということで言われておりまして、挾間のほうなんかでも聞きますと、やはり小売店、量販店でも米の品薄ということで、非常に心配されているというふうな声も聞いております。

ただ、少し前ですけれども、米余りの状態であったり、米離れの状態であったりということが長く続いて、今年の、今いろいろな条件が重なって、米不足が今年発生したというところで、非常に複雑な思いといいますか、日頃よりもっともっと米を消費していただきたいなというふうに思いながら、今回の米不足のニュースを見ながら思うところもございますけれども、この米不足、解消されると言いながら、先々でもしっかりと米を消費していただきたいですし、消費が増えれば、米の買取価格も若干上がるのではないかなと。そうなると、農家の収入も少し増えていくのではないかなというふうに思っております。

非常に複雑な問題も絡んでいると思いますけれども、少しでも農家の方の収入が上がって、米

の耕作をしっかりと続けていただけるようなことが少しでも長くできればなというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回、3項目をお伺いいたします。

1点目でございます。朝の小1の壁についてでございます。

子どもが小学校に進学すると、保育園よりも登校時間が遅くなるという問題がございます、保護者の出勤時間に影響したり、子どもが登校時間まで一人で過ごすことを余儀なくされるケースがあるというふうに聞いております。また、今月、国が全国調査を実施する意向でございますけれども、由布市の現状と対策をどう考えるかお伺いいたします。

2点目でございます。カスタマーハラスメント対策についてでございます。

東京都では、顧客等と働く全ての人とが、対等な立場に立って、互いに尊重し合う都市をつくり上げるとともに、カスタマーハラスメント、通称カスハラのない公正で持続可能な社会を目指し、条例制定を進めると聞いております。由布市においても、カスハラ防止に向けた条例等の整備や制定が必要ではないかというふうに考えますが、いかがお考えでございましょうか。

次でございます。3点目、オーバーツーリズムの課題対策についてです。

小さな1点目、ポイ捨て防止等に関する条例制定の進捗状況をお伺いいたします。

次に、公衆トイレの新設及び既存施設の増設等が急務というふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

再質問はこの席でお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、9番、太田洋一郎議員の御質問にお答えをします。

私からは、ポイ捨て等の防止に関する条例の制定についてお答えします。

コロナウイルス感染症が5類に移行後、湯布院には国内外から多くの観光客の皆様にお越しいただいております。

そのため、湯の坪街道を中心に、ごみの散乱が激しさを増していることから、ポイ捨て防止条例を制定して、この問題に対応するよう取組を進めてきたところです。

現在、担当部署におきまして、条例の原案の作成に取り組んでおります。7月の全員協議会で報告いたしましたとおり、本年の第4回12月の定例会に、条例案の御審議をお願いをしたいというふうに考えております。そして、令和7年4月1日施行の予定で準備を進めているところでございます。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は、教育長、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。朝の小1の壁についての御質問ですが、朝7時または

7時半から幼稚園は預かりをしていますので、幼稚園に比べると登校時間がやや遅くなっている小学生がいることが考えられます。

今まで調査はしていなかったため、まずは、国による調査結果を確認してまいります。

そして、由布市の現状を把握し、教員の負担を増やさず、子どもの朝の居場所をいかにして確保できるのかを、先行して取り組んでいる自治体の事例等を踏まえながら考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。カスタマーハラスメント対策についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、カスタマーハラスメント対策は、企業や組織をはじめ、自治体にとっても重要な課題であると認識しております。市役所においては、昨年度、対応の一つとして、電話に通話録音機をつけた対策を行っているところであります。

カスタマーハラスメントに対し、その対策として、条例制定という選択もあると思いますが、個人レベルや企業レベルにおいて、もっと身近な問題として意識し、定義や認識の醸成が行われる基礎的な取組が重要ではないかと考えております。

そのための定期的な研修や情報共有により認識を深め、対応マニュアル等の作成により、どのように行動すればよいか等の現実的な対応をイメージすることからのスタートが、よりよい手法ではないかと現時点では考えているところであります。

その上で必要と考えれば、市全体としてのカスタマーハラスメント対策をリードする条例制定につなげられればと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。オーバーツーリズム対策としての公衆トイレの新設・増設についての御質問ですが、加藤幸雄議員の御質問にもお答えしましたとおり、現在の状況としては、由布院駅から金鱗湖までの湯の坪街道を中心としたルート周辺については、一定数の公衆トイレを設置しているものの、一部が老朽化していることや、和式便器であること等から使用頻度が低いトイレもあり、総体的には訪れる観光客数に対して、基数が不足しているという認識はございます。

こうした現状は、新型コロナウイルス5類移行後の由布院地域における急激な観光客数の回復と、インバウンド客の増加によって発生しているオーバーツーリズムの1つの事象として捉えており、トイレ不足の解消は観光地由布院が抱える課題の1つであると考えております。

しかしながら、不足しているトイレを公共が管理する公衆トイレの新設・増設のみで充足させるには、財政的問題や用地及び事後管理の問題等課題が多いのが実情です。

また、使用マナー等の問題で、トイレを使用禁止にされている事業者もいらっしゃる現状があ

る中で、市が行うハード面の整備だけでは、根本的な解決は図れないのではないかと考えております。

したがいまして、公衆トイレの新設・増設等、ハード面の整備につきましては、由布市の公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ検討し、併せて、ハード面だけではない解決策についても、同じような問題を抱えている先進地の事例等を参考にしながら、現在、調査・研究を進めているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ありがとうございます。

それでは、小1の壁の質問からお伺いさせていただきます。

先ほど教育長が言われましたように、全国、国が調査をといますが、これは各自治体が調査をすることになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） お答えします。この朝の小1の壁については、私も初めてこの言葉を聞いたわけですが、資料によりますと、こども家庭庁は、実態調査を行う方針を固めたということしかございません。

そして、由布市の現状を言いますと、まず、教頭が朝早くから来ております。ただ、そういうときに、児童の登校の状況を見極めながら校舎を開けるという現状があるようであります。以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 教頭先生がというふうなことでございますけれども、なかなかそうなる、教頭先生にもかなり負担がかかるだろうというふうに推測されます。

例えば、大阪府の豊中市では、市立の小中学校全39の小学校、中学校ですけれども、今年度から体育館を開放する、7時から開放するという取組を進めております。これに対して教職員の方が当たるというわけではなくて、専用のスタッフの方を雇用するといいますか、お願いをして対応していただいているということで、年間予算が5,000万円か6,000万円ぐらいだったと思いますけれども、組まれておまして、そういう状況を打破しようと、解消しようということで、いち早く取組を進めているということもございます。

地域によって、地域の学校によっては若干違いがあると思うんですけども、例えば、挟間地域の場合には、大分市に通勤される方も多いというふうに聞いておりますので、そういった中で、今まで小学校に入学する前の保育園では、7時過ぎに子どもを保育園に連れて行って、それから通勤をするというふうなことが、なかなか時間が下がって、やっぱり30分下がるとなると、なかなか1日に、例えば朝の30分というのは非常に重要な時間だと思いますので、なかなかそこ

のところで子どもを、例えば一人でとか、登校班で集まる場所に早めに連れて行くとか、そういったこともあるというふうに推測されます。そういった中で、そういうニーズを、まず教育委員会としても、各学校の調査といいますか、そういったことも必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

国がその調査をするとなると、やはり自治体に対しての聞き取りというふうなことになると思いますので、そういった意味でも実態調査といいますか、それは必要になってくると思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） お答えします。

私のところに入っている資料は、大阪が、みまもり隊ということで、市が委託してやっていると。同じような予算を充当しながら取り組んでいるというところも入っておりますが、この件については、先ほどの答弁にもございましたが、まず状況を確認しながら、先行事例の部分を参考にして、今後考えていくことになるというふうに思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも調査していただいて、実態調査の結果、やはり必要だというふうに思えば、学校単位でも構いませんけれども、そういう取組をしていただきたいというふうに思っております。

由布市のケースではございませんけれども、そういう状況の中で、両親共働きといいますか、どちらかが子どもの対応をするために、転職を余儀なくされたというふうなケースもあるというふうに報道もされておりますので、少しでも子育てしやすい、働きやすいという状況をつくっていただきたい。

特に、例えば市役所の中でも、御両親が両方とも市役所の職員の場合というのは、どうしても朝が早くなるということもあるというふうにも推測されますので、身近なそういった職場環境の中でも、少しでも早めに学校に行けたらなというふうな声も、もしかしたらあるかもしれませんし、そういう声に少しでも応えていただきたいというふうに思っております。

なかなか難しい問題もございますけれども、しっかりと実態調査していただいて、対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次でございます。カスタマーハラスメントに対してでございますけれども、先ほど課長が言われたように、基本的には基礎的な取組を進めていくということで、条例制定までは今考えていないというふうなことでございますけれども、なぜ、東京都が今回からカスハラ防止条例をつくるかという声といいますのは、非常に多くの部分、多くの現場からそういった声が聞こえてくるということ、いや応なしに条例制定をするというふうになったというふうに聞いております。

由布市としても、いろんな事業所がある中で、やはり各事業所でとか、各個人でというような、なかなか取組がしにくいというところで、錦の御旗という意味ではないですけども、行政が、由布市がカスハラ防止の条例をしっかりと制定しているというところに立って、対応ができるというのは非常に心強いのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、そのアプローチというのは非常に重要ではないかなというふうに思っております。ただし、先ほどお答えしましたように、その御旗を掲げるという前の段階の、それぞれがその重要性を認識するというようなことが、まだまだ浸透していないというようなことが実感としてありますので、それよりは、まずそれぞれの職場の中で、きっちり職員を守るといような部分を重要視しながら進めていくことのほうが、よりよいアプローチかなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 例えばですけども、その庁舎内で直接市民と対峙をするという場合に、やはり職員の皆様方が対応していただいている中で、ケースとしてまれでしょうけれども、これはカスハラに当たるのではないかなというふうなことも、課によってはあるのではないかなというふうに思うんです。

もちろん民間の事業者の方もそうですけれども、どうしてもなかなかそういうカスハラというのが浸透はしているとは思いますが、なかなかそれを、例えば「これってカスハラですよ」ということを言えない状況があるということもあって、なかなか意識の醸成といいますか、そのところを待っていたのでは遅いのではないかなというふうな気がしています。

知り合いのある事業者の方が、これはコンビニのオーナーの方だったんですけども、夜間お酒に酔ったお客さんが、スタッフの対応が悪いということで、経営者を呼べと。責任者を呼べと。ということで、何度も夜中に呼び出されて、例えば土下座をさせられるとか、そういったことで精神的に参ってしまって、事業を辞めたというふうなケースもございます。

そういった中で、やはりそういった条例がちゃんと制定されているということであれば、例えばそういった場合には、「警察のほうに通報させていただきますよ」というふうなことも言えるんですけども、なかなかそれが言えない状態、状況があるというふうにも感じています。

有名な演歌歌手の一言ですけども、「お客様は神様です」、この一言が非常にやっぱり浸透してまして、やはり事業者側と客の方々と対等な立場に立ってということでは、なかなか日本の歴史の中では、そういった「お客様は神様なんですよ」というふうな、そういったマインドというか、それがもう浸透している状況の中で、なかなかそれから脱却できないというところもある

と思うんです。

そういった中で、その意識喚起をするということにも、ひとつ条例制定というのは、非常に、ある意味そういったところにもしっかりと響いていくんではないかなというふうには、やはり思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えします。

最終的な部分においては、条例というのは自治体の最終目標で、そういうふうなものを掲げるというのは、必要性が迫られた中では、そういうふうな流れになっていくというふうには認識しておりますが、特にこのカスハラというのは、非常に難しいと言いましょか、組織の中だけではなくて、相手に対しての行為と言いましょか、そういう関係性の中で生まれる部分でありますんで、パワハラとかいう部分であれば、組織の中できっちり対応できればいいんですが、先ほど議員がおっしゃったように、カスハラになると、やっぱり市民の方とかが対象になってくれば、なかなかそれが本当にカスタマーハラスメントなんだという声を上げにくいというのは確かにあるかと思っておりますので、そういうお互いの認識がもう少し高まると言いましょか、深まる中で、やっぱりそういうふうやっていくということが一番なんだろうと思っております。

ですから、そういう意味では条例化というよりは、もう少し違うアプローチで、もう少しカスハラはこういうものだというようなところから徐々に行くのが、やっぱり一番の現実的な話ではないかなというふうに思っております。

ただ、国のほうの厚生労働省も来年ですか、法的な措置を取るといふようなところの情報もありますし、他市もどういふふうな状況になっていくかということもありますので、その辺は状況を見極めながら、市としても判断していきたいというのはあります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 例えば、カスハラをしている人って、カスハラをしているという意識がないんですよ。意識があれば、多分これはカスハラに当たるだろうというところで意識はするんでしょうけども、当然の権利であるというふうな認識のもとでやりますから、なかなかそのところにダイレクトに責めていけるというのは非常に厳しいと思っております。

条例制定が非常に厳しいということであるようであれば、そういったカスハラ、パワハラも含めてですけども、そういった注意喚起をしっかりと行政のほうで民間に対してやっていくというふうなことの啓発活動と言いましょか、そういったことも非常に重要になってくると思うんです。それで、意識のある程度醸成と言いましょか、それを盛り上げる形を取って、他市の取組も含めてですけども、条例制定というふうな動きにもっていけると非常にいいなと思うんですが、そのところはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） お答えいたします。

今おっしゃったとおりだと思います。やはり、両者がある意識を持つということの社会にしなければならぬというふうに思いますので、そういう意味では注意喚起と、何がカスハラになるんだというようなところから、やはり周知していくということ、これが重要だぬというふうには思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも、その辺の取組というのは進めていただきたいと思ひますし、実際、職員の方にお伺ひすると、それってカスハラよねというのが意外とあるんです。課によってはですけども。

その中で、例えば先日の佐藤郁夫議員の質問の中で、早期退職者が何人いるんだというようなところで、40代以下の職員が3人とか、4人とかいうふうな数字が出ておりましたけども、それだけではないんでしょうけども、そういったことを受けて、精神的に少しダメージを受けてというふうなこともあるやに思ひますが、そういったことが少しでもないように、現場としてもしっかりと対応していただきたいと思ひますし、やっぱり毅然とした態度で対応していただく。もちろん、市民の方に寄り添いながらという部分は非常に重要になってくると思ひますけれども、各課にしてもそうですし、また民間の事業者でもそうですけれども、カスハラというのをしっかりと意識していただけるような啓発活動というのは、非常に重要になってくると思ひますが、何か具体的にアイデアかなんかございせんか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 具体的なアイデアというのは、まだ持ち合わせませんけれども、ちょっとしたポスターからの周知から始まるのかなというふうに思ひています。これが、こういうことはカスハラになるんですよというふうなところを、まず一人一人が認識するところから始まるのかなというぐらいです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 民間の事業所も含めて、そういった啓発活動であるとか、そういう働きかけというのはしっかりとやっていただきたい。そしてまた、少しでも働きやすい環境をつくっていくと。もちろん顧客の皆様に対してのサービスというのは非常に重要になってきますし、市民に対してのサービスも非常に重要になってきますけれども、そこがしっかりと対等な立場でやれるという状況をつくっていくことも非常に重要かなというふうに思ひしております。

1つ例を出して、市役所の行政の部分で、そういうことが発生しているのではないかというふうなことで取り上げましたけれども、これ民間でも非常に頭の痛い部分で、やはり経営者として

は、働く皆様をしっかりと守っていく責任があるというところで、民間事業者でしっかりと対応していただけるようなことも、しっかりと啓発活動といたしますか、そういった注意喚起もしていただきたいというふうに思っておりますので、なかなか大変だと思いますけれども、東京都のカスハラ防止条例もしっかりと参考にさせていただきながら、由布市としても、そういうスタンスで進めていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 先ほども言いましたけれども、東京都もそうでしょうし、他市の状況等々も参考にしながら、後れは取らないようにやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも、しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思っております。

では、次です。オーバーツーリズムの課題対策についてです。

ポイ捨て防止に関する条例の進捗状況はお伺いをいたしました。今年度、第4回12月議会に条例を上程されて、来年4月1日から施行ということで了解をいたしました。

ただ、前回全員協議会等で説明をいただきました条例の中身の中で、重点区域を設定するというふうなことで言われておりましたけれども、もちろんこの重点区域というのは、湯の坪街道周辺というふうになっていくと思うんですけども、そういった認識で、課長、よろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

はい。そのように今、計画しております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 重点区域になると、非常に厳しい地域になるというふうに認識しておりますけれども、例えば、喫煙場所をどうするのかという、そういったところも非常に重要になってくるのではないかな。というのが、重点区域で厳しくして、ここではたばこを吸っちゃいけませんよとしたとしても、これ絶対吸うんですね。うちの地域ですけれども、少し入り込んだところで喫煙をされて、そこで吸い殻を捨てられるということが非常に多く見受けられるので、であるならば、しっかりと喫煙所を設置するというところで、そこに御案内をしていただいて、そこで喫煙をしていただくというふうにしたほうが、どこでもここでも吸えるという状況ではありませんけれども、そういう状況が必要になってくると思うのですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、喫煙については、重点地域内では喫煙所を設けまして、喫煙はもうそこでしかできないようにするべきではないかということで組み立てをしております。

その他の地域、重点地域以外の地域におきましても、吸い殻入れを携行していないときは、喫煙は御遠慮いただくというふうな内容で検討しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ちなみに、喫煙所を設置するとなると、なかなか民間の土地には厳しいのかなというふうには思うんですけども、例えば喫煙所の設置というのは具体的に、例えば湯の坪街道周辺であれば、どういったところを考えられておられますか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

大変土地が狭いものですから、現在のところ、2か所か3か所程度で考えておるんですけども、街道の中心と横の川のほう、金鱗湖の手前の川の辺りを今現在検討はしているんですけども、場合によっては、民間の方に御協力をいただくようなことになるのではないかというふうにも考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） どこでもここでもというのはなかなか厳しいというふうに思いますし、また、喫煙場所をしっかりと定めて設置をしていただくということも、非常にやっぱり重要になってくると思いますので、条例制定に向けて、条例制定と同時に、そういった喫煙場所が確保できるというふうなことも準備が必要なのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 議員のおっしゃるとおり、その辺対応できるように、今後、準備をしていきたいと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 由布市の財源の中で、たばこによる税金というのがかなり入ってきております。2億3,000万円、5,000万円ぐらい入ってきておりますので、やっぱり喫煙者に対しても、少し優遇といいますか、少し気を遣っていただければいいのかなというふうに思っております。

また、重点区域の中で、例えばコンビニエンスストアであるとか、そういったたばこを販売しているところに灰皿なんかも設置しておりますけれども、そういったところも、例えば1つの重点区域では、そういった民間で灰皿を設置する場合には、届出が必要になってくるみたいな、そういったことも考えられるんですか。いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

その辺については、届出まではお願いはする予定にはしておりません。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） たばこを販売しているところというのは、おのずと灰皿を設置しておりますので、そういったところも重点区域の中には何件かあるということで、それを聞いてちょっと安心しましたけれども、やはり先ほど課長が言われたように、「民間」というふうに言われておりましたけれども、例えば民間の事業者といいますか、そういったところが、「うちに灰皿設置してもいいですよ」というようなところがあれば、そういったところもひとつ必要になってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺の働きかけといいますか、そういったところ——なかなか喫煙を促すようなことになってしまうかもしれませんけれども、やはり観光客の方も、国内外問わず喫煙されている方、非常におおございますので、ポイ捨てをさせないというところで、しっかり灰皿でキャッチするというふうなところでは、民間の敷地の中にも設置をするということも必要になってくると思います。その辺のひとつ働きかけみたいなものがあれば非常にいいなと思うんですが、これは商工観光課長、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

現在、私どもの課では、湯の坪街道商店街の皆さん方とクリーンアップ協議会設立準備委員会というものを設置させていただきまして、地元の事業者の皆さんの声も聞きながら、このポイ捨て条例の制定に向けた準備をしているという段階でございます。

そういった意味では、ごみにつきましても、やっぱり捨てられる環境をつくらなければならない。要は、ごみ箱をきちっと設置するべきというような考え方。それと、たばこにつきましても、吸える環境をつくらなければならないというところで考え方は同じだと思うんですけれども、そういった御意見を、どういうふうにごみ箱を設置するのか、どういうふうなたばこの喫煙所を設置するのかというところは、地元の皆さん方の御意見を聞きながら、行政と一緒に考えていきたいと、今思っているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも、その辺の取組も含めて、地元の商店街が中心になると思うんですけれども、そこと協議をしていただきたいと思ひますし、ごみ箱の設置も含めて、そしてまた、ごみ箱の数ほどの灰皿は必要ないと思ひますけれども、吸い殻のポイ捨てを少しでも食い止めるという意味では、灰皿でしっかりキャッチするというふうなことで、設置も協議していただきたいというふうに思っておりますし、また、この取組について、JTのほうも何か協力したいというふうなことで申出があるというふうなことも聞いておりますので、そこのところも

合わせて、同じ歩調で進めていただきたいというふうに思っております。ぜひともよろしく願いたいと思います。

次です。公衆トイレでございますけれども、先ほどの答弁の中で、やはり不足しているというのは否めないというところでございますが、実際、加藤幸雄議員も質問されておりましたけれども、やはり現状、必要、足りていないのではないかというのは、本当に切実に思うんですけれども、そのところで新設・増設を含めて、再度お伺いしますが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、不足している認識はもう十分ございます。ただ、中には老朽化しているであったり和式便所であったりというところで、使用頻度が低いというところもございます。

そういった意味では、基数自体は、ある程度は確保しているのかもしれませんが、使用できるトイレ、それと場所がいいトイレといえますか、そういったところに集中しているという傾向もあるのかなというふうには思っています。

ですから、整備を、要は集める整備といえますか、整理をする必要もあるだろうし、改修をする必要もあるだろうしというところは十分認識をしておるんですけれども、どうしても財政面であったり、土地の問題であったりというところに課題が残るところでございますので、今、調査・研究を、ハード面だけではない部分の調査・研究をしているという段階でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 来月から入湯税の引上げということで、新たな財源ということで徴収するわけですが、やはり入湯税を支払う宿泊された方に、目に見えて分かる、「これって何ですか」と。「入湯税って何に使われているんですか」というふうなことを言われたときに、例えば、公衆トイレを設置したり管理をしたりと、そういったことに使われているんですよ。一部分がそういったことに使われているんですよみたいなことが、しっかりと説明できるといいと思うんです。

例えば、増設に伴って予算が必要になってきますけれども、そういった部分も入湯税で補填するといえますか、そういった取組も必要ではないかな。要は入湯税に対してちゃんと説明できるような、目に見えるようなものがちゃんとそのまちの中にあるということが、非常に重要になってくるのではないかというふうに思いますので、そのところも考えていただきたいというふうに思っております。

一番増設が可能なのは、湯の坪街道周辺、駅からずっと湯の坪街道へ行くと、やはり児童公園

ではないかなというふうに思うんですが、児童公園も時間帯によっては非常に行列ができてというふうなこともございますので、浄化槽も含めてですけれども、増設ということは、一番あの地域の中では、児童公園の中のトイレというのが非常に現実的ではないかなと思うんですが、そこ  
のところのお考えいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） お答えをいたします。

立地的にも、土地の広さといいますか、スペース的にも、人通りのにも、中央児童公園のトイレを大きくするというのが一番効果的であろうとは思っています。現に、議員さんおっしゃるように、浄化槽も時によってはパンク寸前になる状況も現在ありますので、現実的な対応としては、中央児童公園が一番の候補かなとは思っているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 先ほど課長の説明の中で、使いづらいといいますか、使いづらいトイレの改修というのもしっかりと進めていただきたいなというふうには思っておりますので、そここのところも併せてお願いしたいというふうに思います。

市長、児童公園のトイレの増設というのはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

課長が答えたとおり、不足しているということで、入湯税での超過課税もございますので、そういった意味でも何らかの対策を講じていかなければならないというふうには考えているところ  
です。

その中で、児童公園が一番現実的かなというのとは分かっているんですけども、それによって  
どういう影響があるのか、その辺も十分考慮をしなければいけないというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも検討していただきたいですし、早くそういった不便が解消  
されればいいなというふうに思っております。

ただ、先ほど言われたように、使いづらいトイレというのが、例えば、湯の坪の共同温泉の隣  
にある公衆トイレなんか非常に古くなって老朽化しておりますし、また、和式の便所であったり  
と、便器であったりということもございますので、その改修もぜひともやっていただきたい。  
改修するに当たって、少し増設ということも必要になってくるかなというふうには思っておりま  
すので、そここのところも検討していただきたいというふうに思います。

それと、よく店舗の方にお伺いすると、「公衆トイレどこですか」と聞かれるのが非常に多い  
というんです。事と場合によっては、うちのトイレを使ってもらっていますという事業所もござ

います。そういった中で、公衆トイレが分かりやすいようなそういった取組といたしますか、それは何か具体的に、課長、何かございませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えいたします。

由布院のまち歩きマップであったり、そういった基本的に観光客の皆さんにお渡しをするようなパンフレットには、トイレの位置を記載している、公衆トイレの位置を記載しているようなパンフレットをお渡しをするんですけれども、来ていただける観光客の皆さん全てに手渡しができているわけじゃございませんし、少し離れたところには、街道から少し離れたところにも実は公衆トイレがあるんですけれども、なかなかその認知度が低いところもございます。ですので、まち歩きをするときに、目につくところに案内板の設置等が一番効果的かなと思います。

ただ、現状でもあるのは認識をしているんですが、なかなか人混みの中でトイレを見つけにくいという状況があるのも十分認識をしていますので、もう少しトイレの位置の御案内の仕方を、内部でも検討していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） できれば、QRコードを読み取ってアプリをダウンロードして、それがGPSで連動していて、その地図の中にしっかりとトイレであるとか、喫煙場所であるとか、そういったやつが分かるようにすると、皆さん今、ペーパーを持って散歩をするというのは非常にやっぱり少ないというふうなことで、皆さんほとんどスマホを見ながら目当ての場所を探したり、そういったことをやっておりますので、何かそういったアプリを取り込んで、スマホで分かるようなそういった取組というのは何か考えられませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） お答えをいたします。

今、来られるインバウンドのお客様が、スマホを中心に、そしてQRコードで様々な動きをしているという状況、現状は認識をしております。加えていえば、QRコードからホームページに飛んだり、案内のマップに飛んだりというようなシステムについては、そんなに財源もかからないというところも認識をしていますので、このことについては、課内でも今、頭の中に入っているというか、検討しているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひともそういった、もう今の時代に即した御案内の仕方ということが非常に必要になってくるというふうに思っております。

GPS機能で、今自分がどこにいるんだというのが分かれば、ここの公衆トイレまであとちょっとだとか、そういったことも、もちろん多言語で対応できれば、非常にいいのかなというふ

うには思っておりますので、そういった取組も、少しでも早くやっていただきたいというふうには思っております。

それと、先ほど環境課長も言われていましたけども、民間、以前は商業施設といいますか、そういったところでトイレを貸し出していたんですけども、非常に利用頻度が高いということで、詰まったり故障したりということもあって、今はもう使わせていないというふうなところ。あとは自社の商品を買ったレシートを持ってこないと使わせないとか、そういったこともあります。多少補助を出しても、そういったところを再度再開していただけるようお願いも必要になってくるのではないかなと思うんです。

公衆トイレがしっかりと整備されていく中で、そういったところも、以前のようにそこまで使用されないというところもあると思うんですけども、民間の協力というのは必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） お答えをいたします。

御答弁申し上げましたように、ハードだけでは根本的な解決につながらないというふうを考えていると。もう一方では、そういった、いってみれば公共トイレの協力店登録制度といいますか、事業者の皆さんにも御協力をいただく中でトイレを使わせていただく。その代わりに何らかの補助なりを出していくという先進地の事例として、私どもは情報として持ち得ております。そういったところも含めて、今、検討をしているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） せっかくそのポイ捨て防止条例等で、湯の坪商店街であるとか、そういったところと協議をする中で、そういったトイレの貸出しといいますか、そういったお願いもぜひ進めていただきたいというふうには思っておりますし、地域がよくなることに対して、商店街の方も非常に協力は惜しまないというふうには思っておりますので、その辺の取組もぜひ進めていただきたいというふうには思っております。

ぜひとも、ポイ捨て防止条例も含めて、より魅力的な由布院になるように、ぜひとも取組を進めていただきたいというふうには思っております。いろいろ大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わりますけれども、先日、視察研修で長野県の南箕輪村に行かせていただきました。視察報告もしましたけれども、非常に取組が素晴らしいといいますか、どこの市町村でもやっているようなことなんでしょうけれども、きめ細かくやっているというのが非常に印象的でした。特に、子育て施策に関しては非常に充実しておりましたし、子どもに関しての窓口が一元化されていて、教育から全てのことがその窓口で済むというところが、非常に保護者の方

も含めて好評であったというふうに聞いております。

本当に、村の人口の7割が移住者というところで、例えば、本来であればきちぎちの自治区の活動であったりとか、例えば消防団入らんととか、そういった輪番長せんとかいうふうなところの強さというか、それがだいぶ移住者の方が多くなっている分、それが非常に柔らかいというのも印象的で、非常に住みやすいと。

例えば田舎に移り住むと、以前、鷺野議員が言われていましたけども、移住してきたら、「ほら、よう来た、よう来た。若い衆が来た。ほら消防団入れ。ほら自治委員しい。ほら水路組合じゃ」ちゅうて、そんなんで、都会から来た人はびっくりすると。「何ですかそれは」というところで、すぐに帰られる現状があるんで、例えば、輪番長するにしても、消防団入るにしても、少し猶予期間が必要ではないですかということも鷺野議員が言われておりましたけども、本当にそういうつながりが非常に緩やかというか、それもひとつ移住に対して、非常に加速度的に進んでいるのではないかな、住みやすいのではないかなというふうには思っております。もちろん地域コミュニティは大事なんですけども、その緩やかさが非常に心地いいというか、そういったところも感想として聞かせていただきました。

非常に、本当に何があるからというわけではないんですけども、非常にすばらしい地域であって、そういった取組も含めてですけども、そういう流れをぜひとも、挟間地域から庄内地域に何とか広げられんかなというふうな思いで視察に行ってきましたけれども、できれば、由布市に少しでも移住していただけるようなヒントがたくさんあったのではないかなというふうには思っておりますので、そういったことも含めて、視察の経験を生かして、これからいろいろと進めていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、9番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

ただいまの出席議員数は17人です。

次に、3番、高田龍也君の質問を許します。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也、議長の許可をいただきまして、通告にのっとり一般質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。本会議の一般質問最

後となりましたので、皆さん、あと1時間お付き合いをよろしくお願いいたします。

それでは、先にですね、ちょっと御挨拶ということで、台風10号の影響により全国で、川の氾濫や土砂災害など、各地で甚大な被害が発生し、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。また、行政の皆さん、地元消防団、自治委員の皆さん等が協力してくれたおかげで幸い由布市のほうでは、けが人、死亡者等はなかったと聞いております。大変よかったですと思います。

また、由布市も8月29日には宮川が氾濫し、甚大な被害に遭いました。また、由布市全域で、農耕地、それに伴う水路等も甚大な被害に見舞われましたが、9月5日に湯布院庁舎にて、日本旅館協会の全国懇談会が行われ、大分県知事、由布市長、由布市議会議長、観光庁長官、中小企業庁長官、金融庁監督局長はじめ、全国から約250名の旅館関係者が、罹災証明の申請や被災対応の相談をする市民の皆さんが庁舎に近づけないほどの多く、お集まりいただきました。このことから、多くの方々が、由布市の被害状況の御確認をいただけたと思っております。日本国の根幹である農地が甚大な被害を受けました。いま一度、農業者が立ち上がるための前向きな対応があると思っております。

それでは、通告にのっとり、日本保守党所属地方議員の高田龍也、一般質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めにですが、由布市の財政についてです。

①令和6年度の入湯税歳入見込みを、見込み金額を伺う。

②湯布院公民館跡地整備事業、亀の井バスの工事負担金は幾らか、また同整備事業の完成はいつか伺う。

大きく2です。由布市の農政についてです。

①由布市農産物のPR事業の内訳と、その予算金額を伺う。また、由布市観光PR事業の内訳と、予算金額を伺う。

②由布市での水田畑地化のメリット、デメリットを伺う。また、由布市独自栽培品目の調査研究、試験栽培などがあるか伺う。

大きく3です。由布市の政策について。

①由布市の新たな財源検討状況を伺う。

②土葬によって水源水質の変化等の調査をすべきと考えますが、由布市の考え方を改めて伺う。

③由布市パートナーシップ宣言制度とは何なのか、改めて伺う。

あと追加質問ですが、議案54号、由布市国民保険条例の一部改正についてです。

①外国籍の者は日本国内に滞在3か月で国民健康保険に加入できるが、由布市における外国籍の被保険者数を伺う。また、外国籍者の当該保険料の滞納額と未回収保険料額を伺う。

②外国籍の者が本国に帰国した場合は、どのようにして過料し回収するのか伺う。

以上です。よろしくお願ひいたします。再質問は、この場にて行います。お願ひいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、3番、高田龍也議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、由布市パートナーシップ宣誓制度についてお答えをいたします。

由布市では、市民一人一人がお互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指しております。

その取組として、令和6年4月1日から運用を始めました由布市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いをパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを市へ宣誓し、市は宣誓書受領証を交付して、宣誓があったことを証明する制度でございます。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、お二人の間に相続や税制面などの法律上の効力が生じるものではありませんけれども、市営住宅への入居、犯罪被害者等見舞金などの行政サービスの一部が利用できることにより、性的マイノリティの方の生活上の困り事が少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、由布市として、応援するものです。

この制度の周知、運用を通して、性の多様性への社会的理解の促進を図り、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えているところです。

以上で、私からの答弁は終わります。他の御質問は、副市長、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 初めに、農産物のPR事業の内訳とその予算金額についてお答えいたします。

農産物のPRにつきましては、ユフイズムにおいて、各種イベント出店時に由布市産農産物加工品のPRを行っており、委託料は120万円となっております。

また、梨については、ロードマップを作成し、大分駅のインフォメーションセンターやツーリズムおおいた等、各所に配布しPRを行っており、マップ作成費は9万5,000円となっております。

また、中部地区食料・農業・農村振興協議会において、由布市と県がそれぞれ148万4,000円負担し、情報発信としてテレビでの宣伝、雑誌の掲載を行っております。

次に、水田畑地化のメリット、デメリットについてでございます。さらに、また由布市独自の栽培品目の調査研究、試験栽培などあるかとの御質問でございますが、まず、メリットといたしましては、野菜等の高収益作物への転換による農業の所得向上であります。

野菜等の作付に当たっては、条件整備や栽培技術の習得、機械・施設の整備が必要となりますが、国・県・市が連携して各種支援を行っております。

デメリットとしましては、圃場によっては排水対策や設備投資等が必要となることとあります。  
なお、現在、由布市独自の栽培品目についての調査研究、試験栽培は行っておりません。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。令和6年度の入湯税の歳入見込み額についての御質問ですが、税務課では、当初予算にて入湯税の歳入を1億1,956万1,000円計上しておりました。10月から始まる超過課税分を2,444万8,000円と見込んで、今回の補正に計上しております。合計の1億4,400万9,000円を、令和6年度の歳入と見込んでおります。

この2,444万8,000円の算出方法ですが、超過課税の対象となる宿泊料4,001円以上の旅館等の、平成26年から令和5年までの10年間の各10月から2月までの5か月分の宿泊者数の合計を出し、その平均値に増加分である100円を掛けて算出しております。

こちらの超過分を、今回創設する由布市環境・観光振興基金のほうへ一度繰り入れる予定としております。用途が決定すれば、基金から繰り出して充当することとしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。旧湯布院公民館跡地整備事業についての御質問ですが、まず、亀の井バスの工事負担金ですが、8月下旬に今回の工事費用負担等に関する協定を締結いたしました。

内容としては、バスロータリーの舗装工事、歩道と車道の境界ブロックの路側工事、交通誘導の標識設置、バスロータリーの区画線工事、仮舗装の撤去工事など、バスロータリーの整備に係る費用を、亀の井バスに負担していただくこととなります。正式な金額は工事完成後となりますが、現計画の段階では約2,000万円程度になる予定です。

維持管理に係る費用については、バスロータリーに関しては亀の井バスが負担することとなります。

また、土地の使用料については、由布市と亀の井バスとの所有地をお互いが使用する面積を相殺する中で、亀の井バスが使用する面積のほう約150平方メートル大きくなりますので、その面積に応じた額を算出し、里道・水路部分も含め、年間約34万3,000円程度の賃借料を頂くこととなります。

また、同整備事業の完成時期ですが、今年度は児童クラブ建設に係る敷地の造成を行い、令和7年度に児童クラブは完成予定です。

また、バスロータリーについては、令和7年度に造成に入り、令和8年度になってから最終的なバスロータリーの舗装工事を行い、令和8年6月の完成を予定しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。由布市観光PR事業の内訳とその予算金額はどの御質問ですが、観光親善大使の活動に係る報償費、観光プロモーション・マーケティング業務及び西のゴールデンルートプロモーション事業に係る委託料を、観光PRに関連する事業として1,836万6,000円を当初予算計上しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。新たな財源の検討についての御質問ですが、職員で構成される「新たな財源検討チーム会議」を定時で開催し、宿泊税を含む新税導入について、導入自治体の情報収集や議論を進めていくこととしております。

他の状況といたしましては、「由布市子育てガイドブック」の制作費を企業等の有料広告収入で賄うことにより、市からの支出を控えております。

また、8月末より、クラウドファンディングでの資金調達を開始したピアノ購入事業を実施しております。

引き続き、新たな財源確保に向け、検討してまいります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。土葬による水源水質の変化等の調査研究についての御質問ですが、墓地の設置については、条例によって、飲料水を汚染するおそれのない場所であることと規定されております。

墓地の開設に当たっては、事前に市に協議を行うことや、近隣住民に対して説明会を開催して理解を得ることを義務づけていますので、計画地が土葬を行うことによって水質に影響を及ぼすおそれがあるような場所であれば、設置を許可することはできません。

今後も、市へ協議が行われた場合は、条例に基づきまして、水源や水質に悪影響を及ぼすものではない場所であることの確認を行い、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。まず、由布市における国民健康保険の外国籍の被保険者数及び保険料の滞納額と未回収保険料についてですが、令和5年度の状況といたしまして、同年度中に国民健康保険の資格があった外国籍の方は208人となっております。滞納額は合計57万2,900円で、そのうち、国外転出などにより回収の見込みがない保険税額は4万3,400円でございます。

次に、外国籍の者が本国に帰国した場合はどのように過料し回収するのかとの御質問ですが、外国籍の方の被保険者証の有効期限は在留期限の翌日となっており、出国により有効期限が切れるため、また、在留期限よりも早く出国した場合も、法務省からの出国通知により職権で国保の資格を喪失させ、被保険者証を無効なものとするため返還は求めておらず、過料の対象とはして

おりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。（発言する者あり）

高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、今、財政課長が訂正の話がありました。これ時間、止めるんですか、それとも時間内の話ですか。時間内であれば後でお話をしたほうがいいことであれば、後ほどでよろしいでしょうか。——すみません、よろしくお願いします。

なら、それでは、ちょっと順番を変えながらで質問をしていきたいと思います。

由布市の農政についてです。

今回ちょっと農政課長がいらっしゃらないということで今、副市長が答弁していただきましたが、農政課長がお戻りになって秋の実りの収穫した後に、12月にまたいま一度質問できればなと思いますので、今回は再質問はしませんが、一応報告だけはしておきます。

9月7日に、挾間町の筒口で、由布市で初めてなのかな、焼酎の——2回目ですかね。庄内町でやった後に挾間町で今年やったんですが、芋焼酎の原料になる黄金千貫を植えました。で、9月7日のほうに収穫をしまして、物すごくいいものが、できました。

それはですね……、まあ、いいですか、ちょっと、由布市弁ではないですけど、ひらくちになりますけど、農家の皆さんが言うには、「そこは、ざる田や」と。「土はふけんじゃけど、ざる田でなっち、水を入れても全然、端からかいちいかな、もう水があたらんようなところじゃわあ」ちゅう、「すごく水もちが悪い」、日本語に訳すとちゅうか、すごく水もちが悪い田んぼだったんですが、それを畑として黄金千貫を植えてみたところ、すごく、いいものができましたので、もうできれば来年はうね間に一升瓶植えたら、すぐ焼酎ができるんじゃないかなというぐらい、すごくいいものができましたので、市長、期待しとってください。

民間、福祉もそうなんです、今現状、行政ではやってないということなんです、民間ではそういうような新しい技術開発とかこういう新しいものができるか、それと子ども議会ですね、挾間町には名物がないんだけどということがありましたが、もしかしたら何年か後には挾間特産の芋焼酎が出ているとかいう話にもなるかもしれませんので、まあこれは、ちょっと、期待も込めて今、御提案というか、御報告はしておきます。

また、12月、農政課課長が帰ってきたときにしっかりと、お酒の話もしながらできればなど思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なら、それでは、由布市の財政についてから行きましょう。よろしくお願いいたします。

入湯税なんです、約2,400万円プラスが出てくるということなんです、これ旅館数は、どれぐらいの数があるんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） お答えします。

今現在で約250軒、宿泊施設ですね、旅館というか宿泊施設が250軒です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、その250軒というのが、特別徴収義務者になっている方が経営する旅館という形でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） はい、そうです。特別徴収義務者になっているところが約250軒というところです。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、なかなか折り返しで悪いんですが、それでは特別徴収義務者の数を教えてください。

人数。250人でいいんですかね。旅館の数と一緒にですか。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） すみません、今ちょっとその数値がはっきりこちらで答えられませんが、資料のほうをお持ちいたします。すみません。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、資料として、由布市が入湯税を納めていただくときにはですね、入湯税特別徴収義務者経営申告書というのを由布市長宛てに出すんです。これは、旅館の屋号じゃなくて、まあ屋号も書きますけれども、人なんですよ、徴収者ということなので。旅館の軒数でいった場合には、民泊の方とかも入っているのかちゅうのもちょっと疑問に思うところがあるんですよ。それも入っているんですか、民泊の方も。

これ、民泊を経営している人がこの特別徴収者になっていけば、その民泊のところも、旅館としては鉱泉を使ってお客様にサービスをしているところだと思うんですが、そういうような把握は、税務課ではされていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） まず、基本的に、鉱泉を使っているところに入湯税の徴収義務が発生すると思っておりますので、鉱泉を使っているというところで、特別徴収義務者の申告書を出してもらっているようにしております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 12月議会でもた聞きますので、旅館の数と、この特別徴収義務者——同じ人が2つ3つ経営している場合もありますので、その点で、違いますよというところも出てくるかなと思います。その点も含めてまた、いろいろお話ができればなと思います。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

回収の仕方はこれで終わるんですけども、今回その2,400万円、累積課税分ちゅう言い方でいいですか——ああ、超過分ということなんですが、今、今日が3日目なんですけど1日目、2日目と、そのいろいろな入湯税の使い道とかでゴミとかトイレとかの話は出てきていたと思うんですが、ちょっとこの間、所属する委員会で、北海道の美瑛町のほうに行ってきました。

その美瑛町がすごいのが、「観光地」、「温泉場所」とかいうところではなくてですね、自然豊かな農地とか麦畑の風景を、見に来るんですよ、皆さんが。

これはちょっと一つ提案なんですけども、今回、台風等で水路等が壊れたり農道が壊れたよとかいうところがあったんですけども、この入湯税で、超過分を、この由布市庄内町、挾間町の豊かな田園風景とか棚田とか畑とかを、「観光地」に昇格してですね、そういう、農道の整備とか、のり面のきれいに草刈りをしたらもっと、「ばえる」ちゅうたらいけない、何ていうんですかね、映える、というような場所になるのではないのかなと思うんです。今の由布市の観光PRでも「自然豊かな由布市」と書いていますので、そういうところで、今、湯布院町内がすごくトイレとかゴミ箱が欲しいよと言うのは観光客が湯布院町におけるキャパオーバーをしているのかなと思いますので、できれば、庄内、挾間にもお客さん——観光客が見に行けるような仕組みをつくってあげれば、今ないものをつくることはできないんですけども、今あるそのすごく景観のいい農地を、観光地としてしていけば、今ちょっと壊れた水路とかいうのも観光事業でお金も使えるのかなとかいろいろ、思うんですけど。

市長、どうでしょうか。こういうような、農地等を観光PRに、由布市の新たな財源として考えるちゅうことはできませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

今回の入湯税の超過課税分については、目的税ですので、その目的に沿った使い方しかできません。

議員御提案の、農地を観光地として指定をしてそこに使えないかというのが、ちょっと十分、研究、調査をしないと、今ここで、使える、使えないというのは、御回答できませんけども。既に、もう観光地化されているところであれば、そういう可能性もあるかなと思うんですけど、今からつくるのに使えるのか使えないのか、ちょっとその辺は十分、調査研究が必要だと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。頑張って勉強していきましょう。私も、勉強していきますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

とりあえず終わって、今度、公民館跡地の件に行きます。

湯布院振興局長。先ほど舗装工事の話が出ましたが、舗装工事、これあれですかね、最終的なアスファルト舗装の工事金額のことを言われているんですか。今これバス乗り場なんで、既存のアスファルト舗装がありますが、これの解体とかはどのようになっていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

先ほどの答弁で申し上げましたのは、今回新たに作る舗装工事のことをございまして、今現在ある亀の井バスの舗装を剥ぐような工事費については、先ほど言った中には含まれておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 含まれてないであれば、それは亀の井バスさんが自主的にする工事ということによろしいんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。ここ、この旧公民館跡地を整備するに当たり、委員会等の提言を受ける中で、市主導で、亀の井バスさんにですね、今回のバスロータリーの拡張等呼びかけた経緯がございます。そういった、湯布院の駅前通り等も含めて、にぎわいをつくるまちづくりの一環として整備する中で、こちらから亀の井さんにバスロータリー等のお話を持ちかけた部分もございますので、今あるアスファルトを剥ぐ部分等につきましても、市のほうで予算、市の範囲内でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうであれば、幾らかかるかをお知らせいただかないと、その予算を私たちは市民の皆さんにお知らせしないといけないと思います。

それと、現状、亀の井バスさんの駐車場、ロータリーということであれば、その所有権というのは、亀の井バスさんが出したお金で、自分たちのものとして今使われているんですよね。ということであれば、由布市の税金を投入して解体をする。解体を——アスファルトにカッターを入れて、剥ぎ取りをしてダンプに積込みをして、ダンプから処理地に持って行って、処理地の処理費がかかりますよね。そういうのを一式、所有権の移譲をした上で由布市は、するんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

先ほど申しましたが、今回この公民館跡地をバスロータリーで整備するという事は、こちら側からですね、亀の井さんに持ちかけた話でございます。亀の井さんの今の現バスロータリーはあくまでも亀の井さんの所有の土地でございますので、今回、今、旧公民館跡地を造成してバスロータリーを拡張するに当たり、その部分を含めて一体的にロータリー整備しますので、今現・

亀の井さんのロータリー部分は亀の井さんの所有のままになります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 所有のままになればですね、発生地の産廃処理するマニフェストを取らないといけないんですけども、その所有者が誰ですかっちなったときに、亀の井バスさんが所有者で、発生元は由布市ってなったときに、そのちゃんと契約がならないと、マニフェスト、産業廃棄物処理する過程で出てくる、こういうもの、持ち物が誰で誰が処分して誰が運んで誰が処理しましたというマニフェストというものがあるんですけど、それ書くときに変な話にならないかなと思いますので、まあ答弁はいいですけども、これ改めて、我が由布市議会にちゃんと上程してもらって。

今、今聞いて初めて分かりましたので、そういう、ちゃんと予算をどのぐらいつけてやりますよとかいう話がないとですね、頼んだんでやりますよじゃあ、ねえ、市民の皆さんからお預かりしている税金の話なので、しっかりと、由布市議会のほうにまた、いま一度話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これまたそれまでに——ちなみにですけど、入札っていつされます。入札予定とかが分かりますか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 今議会で、3か年の継続費に組替えを行います。9月補正予算でその継続費が認められた後にですね、10月ぐらいの指名委員会にかけて、予定したいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうであれば、1億5,000万円以上であれば議会の承認が必要になると思いますが、1億5,000万円以上になりますでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

今のところ、予算では1億7,000万円計上しておりますので、3か年分を一括して入札することになりますので、議会の議決が必要になろうかと思えます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今そうなるスケジュール的に12月議会に、承認を取るような形ですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） まあ、遅ければ12月議会で、11月に臨時議会等があればですね、臨時議会にお諮りするような格好になろうかと思えます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 11月に臨時議会となればですね、臨時議会でしたら一般質問ができませんので、その上程されたものに対しての議案としての質疑なので、皆さんそれぞれ、3回の質疑しかできないはずだったと思う——2回やったですか、3回ですかね。3回の質疑しかできませんので、できれば、こうやって、しっかりと議論をしないといけないことだと思いますので、通常の議会、12月議会にかけていただいでですね、一般質問もできるような状態にした上での入札がいいのかなとは、個人的には思いますので、またいろいろ教えてください。

財政については終わります。

次に、由布市の政策についてです。

由布市の新たな財源検討状況なんですけど、今回これ聞いたのはですね、日本中なんですけども、再エネ賦課金といって、新たなお金を取られているんです、日本国の方々は。再生エネルギー何とか……、正式名称、今ちょっとぼろっと忘れちゃっているんですけど。国民に負担は増えているんですけども、太陽光発電業者とかにはなかなか、課税しているのかなって不思議なところがちょっとありますので、去年の議会ですかね、私が、太陽光発電所に対して課税することはできませんかということで他市他町の取り込みも交えながら話ししていますが、その点はどうでしょうか。新たにそういうところ、検討されていませんかでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。お答えします。

議員のほうで前の議会で御提案いただいた部分なんですけども、宮城県の新税に対してですけれども、宮城県の場合は大規模な森林開発の抑制、そこがメインとなっております。続きまして、岡山県の美作市のほうの太陽パネルなんですけども、議会のほうは議決をして、その後、総務省に出しているところなんですけども、今現在でいうと、総務省のほうから差戻しとして特別徴収義務者、納税者の方ですね、その方との協議がまだ市としてしっかりできてないんじゃないかなろうかということで、今まだ協議中ということになっております。

すいません、話が戻るんですけども、宮城県のほうは、条例施行後のパネル事業者等に対しての課税になっております。岡山県の美作市のほうは、1月1日現在で、そのパネル事業を実施している事業所の方に対して課税というふうな形の条例になっております。

そういう部分で、既存の事業所の方とかという部分とうまく話がまとまってないようでした、総務省のほうで差戻しということで、まだ実質、条例のほうは可決はされたんですけども、実施はされてない状況です。そういう様々な条件を踏まえまして、由布市でどういう形が導入できる形なのかというふうのを、新たな財源検討チームのほうで協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 丁寧な説明ありがとうございます。

私はこれ、由布市の新たな財源という形で書いておりますが、再生エネルギー、太陽光ですね、あれを設置すればするほど、再エネ賦課金とか電気代の高騰に結びついているという事実がありますので、できれば私、この太陽光発電の抑制をするためにも、由布市では新たな税をかけた上で、国民の皆様の電気代が下がるような方針を取っていくといいんじゃないのかなと思いましたが、ちょっと提案として挙げさせていただきました。

それと、ふるさと納税、頑張りましょう。何かすごく由布市のほうは伸び率が大きいということをお聞きしておりますので、それもやっぱり課長をはじめ職員の皆さんの日頃の努力と、市民皆さん一人一人に声かけている職員さん、背の高い方と女性の方と、しっかりとやっているところが出てきている成果かなと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。次、また今度これも聞きますので、よろしく願いいたします。

環境課長。土葬についてです。

先ほど設置許可と言われていましたが、設置許可は、これ工事が終わった後ですか、それとも工事が始まる前の許可ですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

許可、前にですね、市のほうに対しまして協議を必要となります。申請です。ですので、工事に入るよりも前から、協議をスタートしていただく必要があります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） いえ、この設置許可を出すのはいつの時点かということを知っている。工事が完了した後に設置許可が出るのか、こういうことをしますよという前に設置許可が出るのか。どちらですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 工事に入る前に、設置許可が出ます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうであれば、今現在、由布市、昨日は水源について、水についての質問が多くありました。その中で、土葬することによって水質の汚染があるかないかは、調査されていますでしょうか。これ聞いているのは、WHOのほうで土葬について、水質が汚染されるという報告も上がっていますが、そういうことは環境課のほうで把握はされていますでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

WHOから指針が示されております。WHOの場合は災害などの遺体等もありますけれども、飲用の井戸から埋葬地までのどのくらいぐらいの距離を離してくださいという距離なんですけども、大体200メートル以上離ればということで規定はされております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 課長。そうであれば、そのWHOの報告の調査で行った、国の気候とか土の土質とかはどのようになっておりますか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） すみません、報告書にはそこまでは載ってないんですけども、一般論として示されております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 環境課長。それ、日本に当てはめたときには、全然違う話になるんじゃないのかなと思うんです。それはどこで実験を行った話で、今200メートルって数字が出ていますので、しっかりと日本の、風土、土質に合った調査を由布市ですべきだと思います。

由布市は、湧水を飲料水にしている方が多々いらっしゃいます。簡易水道なんか特にそうですね。そういう方々のこともありますので、ぜひ、これは調査研究すべきだと思いますので、いま一度、今後、調査研究、日本に当てはめた上での調査研究をするか、お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

この土葬墓地の設置についてはですね、それぞれ事業者のほうで計画されたときに、その地が、飲用水の井戸などに影響するかというところになってくるかと思えます。どこもかしこもというような調査になると、ちょっと、費用のほうもかかりますし、この辺の土葬の話がありましたら、そのときに検討はさせていただいて、許可が出るか出ないかの判断をさせていただくようになるかと思えます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） あの……、業者から話があったら調査しますじゃ、遅いと思うんですよね。由布市民は常に由布市にいるんですよ。由布市民の方々が不安に思うことは、事前に調査しておくべきだと思います。

それ業者のために由布市があるわけじゃないんですからね。ですから、やっぱり、由布市の皆さんが、こういうものができたときには不安になりますよねという話であれば、その文献を調べていただいているのであれば、それが日本国にあったものなのかどうかちゅうことをちょっと調べていただけたりとか学識経験者、由布市は学識経験者の方々よく呼びますので学識経験者の方

に来ていただいでですね、話聞いたりとか、そういうことをしたらいいんじゃないかなという提案ですので、また12月議会に聞くかもしれません、よろしくお願いいたします。

次に行きます。由布市パートナーシップ宣言です。

先ほど市長のほうから、「一部」行政サービスを行っておりますということでした。すみません、いま一度、「一部」行政サービスとは何かをお聞かせ願いたいんですが、これはどなたに聞いたらよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。お答えいたします。

当市におきましては、市営住宅の入居で、もう一つが犯罪被害者等の見舞金、そのサービスが対象となっているところでございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） それを聞いて安心しました、ちゅうのはちょっとおかしい話なんです。

いや、由布市がですね、入浴施設とか、あと由布市が管理する公共のトイレ等がありますよね。そこにもし、男性のまま、要は男性器がついたままで「女性です」と言って、その人が「パートナーです」、「奥さんです」とかの言い方で女性用トイレ、由布市の市長の名の下でパートナー宣言していますので由布市の公共施設を使わせてくれとかいう話になっちゃうとよくないと思ったんですが、そういうものは、含まれないという考え方でよろしいんですか。市長。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

その辺、今回のパートナーシップ宣言の中では当然、含まれておりません。今は、公営住宅の入居と、災害見舞金の。あと、そのほかはですね、他の法令によって縛られるというふうになると思いますので、その法令まで、これで免除するということにはなっていないと解釈をしています。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） このLGBT理解増進法という、私は悪法と思っていますが、悪法が制定された後にですね、国政与党である自民党の女性部会の方々が、身体的特徴によるものではトイレとかお風呂とか分けますよということを今後提案していくと女性部会のほうでお話がされていきました。現行法では今市長が言われたことがですね、もしかしたら、ないがしろにされるんじゃないかな、という危惧があるんですよ。LGBT理解増進法と踏まえたときにはです。

なので、今与党の女性部会の方々が、身体的特徴によるものにするということを今後、政府のほうに言っていくということを言われていましたので、由布市としては、身体的特徴で、トイレ、

お風呂等をしっかりと判断するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

市がですね、そういう判断できるかどうかというのは非常に難しいと思います。その現場です。

ただ、言いたいのは、今、決められた法律で、それが認められてなければ、パートナーシップ宣言をしたからといって認められるものではないというふうに解釈をしています。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。

まあこれ私一個人の感想ですが、男性と思われる方が、身体的特徴で男性と思われるような方が女性トイレや女性のお風呂に入るときには、私は断固して止めます。私は嫁も大事にしたいし、娘もいますので娘も大事にしたいので、そういうような方がいらっしゃれば断固として私は止めます。

今後、政府のほうも、このLGBT理解増進法についておかしいのではないかという声が上がってきておりますので、正式に「おかしい」という言葉が、国のほうが認めてもらうまでは、各個人としては、女性の人権を守るためにもそうやって活動はしていきたいと思っております。決して私、差別ではありません。女性と、女子、男子の人権を守りたいので、そういう活動をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

最後です。議案54号です。

先ほど、外国籍の方で未納の方がいらっしゃるということでしたが、これ未納の方とですね、何らかのことで過料した場合には、今現状、回収はできないという考え方でよろしいのでしょうか。本国に帰られた場合は、滞納と別々なんですけども、今は、その方、外国籍の方が本国に帰られた場合には、今、回収はした実績があるのかなのか、教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

過料をまず、保険証をこちらのほうに返還してくださいと求めたこともございませんし、過料に処したことも、この分に関してはございません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これ国民健康保険というのは、日本国民の、最後の健康のとりでだと私は思っています。この制度があるおかげで——昔はですね、被保険者って多かつたらしいんですよ。個人企業者とか農家とかはなかなか入っていなかったということで、この国民健康保険ができたとお話を聞いております。そうやって日本人の方々が、しっかりとこの制度を国

民のためにという思いで、お金を払っていただいて、今やっとその制度の中を使わせていただいている中で、平成24年やったですか、外国人の方も入れるよという話になったと思うんですが。

そこで聞きます。今回その滞納している方、未納の方——滞納の方と、払わずに回収できなくなった方の職種というのは何になりますか。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

未納になった方についての職種等についてはですね、すみません、把握しておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） いや、これ何で聞いたかというとですね、外国人の方、外国籍の方で、未納で回収ができない方が4万円あったということであれば、日本に3か月以上いて働かなかったとすることができるのかなちゅうのも不思議に思いますし、何らかの仕事に就いたとしても、実習期間が終われば他の保険に入るようになっていっていると思うんですが、他の保険に入るまでにその未納があったのかちゅうところなんですけど、その点どうなんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

外国人の方が入国されたときに、国保のほうに加入されるときにですね、大体、お仕事される方であればもうそもそも、会社のほうの社会保険に入られるということで、会社のほうの社会保険に加入されない方については国保のほうにもう加入していただくということになっております。また、最初に国保に加入しても途中で社会保険に移られる方についてはまた、国保の喪失等、届けに来ていただくということになっておりますので、国保、最初に加入されるときには、お仕事をされているかもしれないですけど、社会保険の対応になってない方については国保に加入されているのだと解しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 全国的に、ちょっと調べたときには、工業とか結構大きい仕事があるところにはそういう方々が結構いらっしゃるというお話は聞いております。

それを我が由布市に当てはめたときにですね、雇用が大きいものって何かなって考えたときに、今、由布市の中で仕事の割合的に大きいのが、行政の職員の方、農業の方、あと宿泊業者の方とサービス業という話になってくるんです。これのどれかなのかなと思ったときに、行政職員の方であれば、そういうことはない。ああ、あと学生が抜けていますね、学生ってなったときには、まあ由布市には大学ないんで、おかしいなあって思っていたんですよ。まあちょっと今後それは、話は聞いていかんといけんかなと思いますので。

それと、この未納であったりとか払わずに帰られた場合には、その方々の国籍というのは把握はされているんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

国籍につきましては、把握できておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これ、国籍はしっかり調べたほうがいいのかなと思います。調べた上で、未納で回収できないのであれば、大使館等がありますので、そちらのほうに御連絡をして。日本で日本国内の制度を使ってもう医療を受けているのであればですね、その分はきちんと払っていただかないといけない。

日本人の方やったら、日本人は日本以外にいない——どこか違うところに行っても、帰化しない限りは日本人なので、その所在地に督促状やら何やら送ることはできると思うんですけども、外国籍の方だけ、日本人と外国籍の方で何か、差異が生まれているのじゃないかなと思うんですけど、そういう差異はないですか。大丈夫ですかね。私はあるように感じるんですけど、どうでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

確かに、議員おっしゃられるように、国外に行かれた場合、実際どこに行かれたかというのは、本人の国籍に限らずですね、出国されると、「海外に行った」という事実しか分からないという、今そういった状況にあります。

一旦、窓口のほうに来ていただければ、その時点で、精算して、その時点で払っていただくとか、納付書を発行して「出国までに払ってくださいね」とかいうような形ができるんですけども、今のところ窓口に来なくても出国できるというような事実がありますので、そういったことは、未然に防ぐためにもですね、加入のときにきちんと——皆さん、そうなんですけども、外国人の方についても、医療保険になじみがなかったりとか言葉の壁とかもございますので、丁寧に説明をしていきたいと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これ滞納、保険料を滞納していても、1年間は、督促は来ないんですかね。——違う、督促は来るんですけども1年間は猶予があるんですかね。で、保険証、まだ保険証ですね、保険証の回収は2年後なんですよね、効力がなくなるのは。確かそうやったと思うんです。違った、1年ですか。（発言する者あり）出国したらですよ、はい。出国が、したかしてないか確認ができないときには、日本人——日本人に関してですけれども、はい、すみませ

ん、日本人に関してなんですが、2年間猶予があるんですよ。

そういうところで、この保険制度というのは、すごく、やっぱり命を守るものだと思っています。それはやっぱり、日本人の先代、日本を築き上げてきてくれた方々のおかげでそういう制度が今成り立っていると思いますので、そういうところで、しっかりとですね、言い方は悪いですが、ただ乗りはさせちゃいけないと思います。日本で、来ていただいて日本で働いてくれたりとか日本のことを勉強してくれるのであればすごくありがたいことですので、きちんとお金を払って、その制度にのっとってやってくれればいいかなと思います。

今後、またこれも聞いていきますので。本来、日本人の方々が築いてきたものを、日本人と外国籍の方の差異が生まれないように、しっかりとやっていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。またこれ聞いていきます。お願いします。

まだ5分ありますので、財政課長、先ほど何か訂正があるということでしたので、よければお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。税務課長の答弁の中でですね、入湯税の当初予算額のほうがちょっと1,000円金額が違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

入湯税の本年度の当初予算額につきましては1億1,956万2,000円というふうな形になります。そして、9月で補正後の金額につきましては1億4,401万円というふうな形でちょっと1,000円の違いがございましたので、訂正とさせていただきたいと思えます。どうもすみませんでした。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 御丁寧にありがとうございます。

残り5分ですが、これにて私の一般質問を終わりたいと思えます。

まだ、台風やら大雨が続く時期です。職員の皆さんも被害になる可能性もありますし、当事者であるときもあります。ですが、市民のためを思って、避難所やったり、災害対応していただいていることに対しては本当に、頭が下がります。ありがとうございます。

これからも、しっかりと、台風だけではないですけども、地震やいろいろあったときには、市民に寄り添って、市民が横を、下を向きそうになったときには横を向けば由布市行政の皆さんがいらっしゃるよ、隣近所の人たちがおるよというような由布市にしていきたいなと思えますので、どうぞこれからも御協力をよろしくお願いいたします。

これにて、高田龍也の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、3番、高田龍也君の一般質問を終わります。

---

○議長（甲斐 裕一君） これで、今回の一般質問は全て終了しました。

次回の本会議は、明日午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時56分散会

---